

名護市農業用廃プラスチック適正処理パンフレット～農家の皆さんへ～

- ◎農業用廃プラスチックとは、ビニールハウス、トンネル、マルチ等の施設栽培で使用した農業用使用済みビニールのことをいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により排出する農家自らの責任で処理しなければなりません。
- ◎農業用廃プラスチックを燃やすと有害物質が発生するため、野焼きは絶対に行わないでください。

令和8年度農業用廃プラスチックの回収について

■搬入場所 (有)美ら島エコクリーン 名護市川上 1071-2

■対象期間 令和8年5月7日(木)～10月30日(金)
時間：8：00～16：30(12：00～13：00は除く)
※日曜日は除く

■処分料金 94円/kg(税込み)

■搬入時に必要なもの

- ・印鑑・処理代金・マニフェスト代 100円/1回の搬入ごと
- ・契約書の収入印紙代 200円

■搬入の注意点

◎業者に直接搬入しますので、契約書用の印鑑を持参してください。

◎処分料金はその場で全額お支払いください。※現金のみの支払いとなります。

◎補助を受けるには、別途申請書の提出が必要になります。

◎「一般ごみ」が混ざっていると「混合ごみ」扱いとなり、補助対象外となります。

※中身は見えるように持ち込んで下さい

◎農薬等のプラスチック容器はキャップを外してください。

◎廃棄物処理法に基づき、車で搬入する際には、「産業廃棄物搬入車」と明記した紙を車体に貼り付け、廃棄物処理法に基づき排出する人の氏名等が記載された書類を携帯するようにしてください。

■廃棄処理の補助額

●名護市 28円/kg、 ●JA 20円/kg ●花卉農協 28円/kg

■補助対象者

<名護市補助分>名護市内に住所を有し、名護市農業委員会の農家台帳に登録されている方

<JA補助分>JAに通帳があり、JAでビニール、マルチ、サクビ等を購入したことを証明できる方

※詳しくはJA羽地資材センター、為又購買店舗、久志購買店舗へお問い合わせください。

■補助金申請方法

<申請期間>令和8年5月7日(木)～10月30日(金)

<申請場所>

【JAの口座をもっている人】JA羽地資材センター、為又購買店舗、久志購買店舗

【JAの口座をもっていない人】名護市農林水産部園芸畜産課

※JAと名護市の両方に申請する必要はありません。

■申請に必要なもの

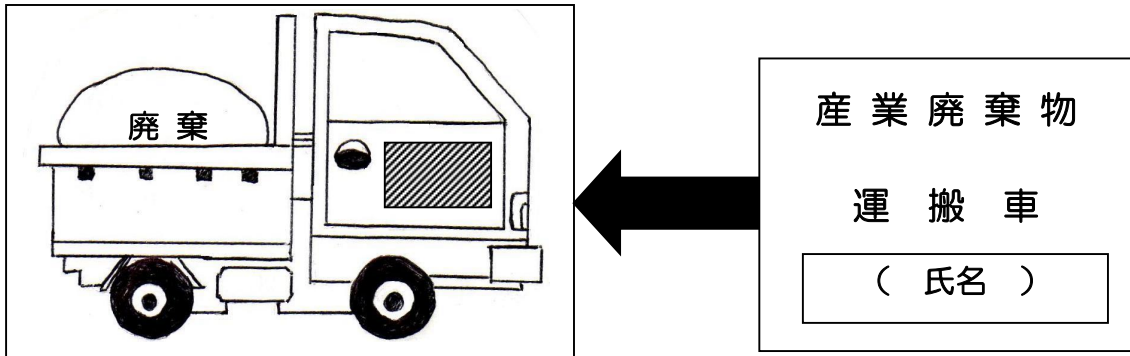
○(有)美ら島エコクリーン発行の領収書 ○振込先の通帳の写し ○申請書

2つの義務（表示義務・書面携帯義務）

産業廃棄物を搬入場所まで運搬するときは、下記の運搬車表示と書面の携帯が義務づけられています。

義務その1 表示しましょう

運搬車両の量側面には、産業廃棄物を運搬している旨の表示が必要です。



義務その2 書面を携帯しましょう

産業廃棄物を運搬するときは、下記の内容の書類の携帯が必要です。

- ①氏名（または名称）、住所
- ②運搬する産業廃棄物の種類と数量
- ③積載した日
- ④積載した現場の名称、所在地
- ⑤運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

記入例

①氏名・住所

氏名 : 名護 太郎

住所 : 名護市港 1-1-1

②運搬する産業廃棄物の種類・数量

農業用廃プラスチック (50 kg)

③産業廃棄物を積載した日

令和8年10月22日

④積載した事業場の名称・住所（畑・自宅等）

名称 : 自宅

住所 : 名護市港 1-1-1

⑤運搬先の事業場の名称・住所・連絡先

運搬先: 名称 (有) 美ら島エコクリーン

住所 名護市川上 1071-2

連絡先 0980-58-3737

問合せ先

■農業用廃プラスチックの疑問は・・・

◎名護市役所園芸畜産課 TEL 53-1212(内線 286)

■JA 補助対象者については・・・

◎JA 羽地資材センター TEL 54-1626

◎為又購買店舗 TEL53-2618 ◎久志購買店舗 TEL55-8012